

軽減税率制度の開始は2019年10月、すぐそこです！！

# 消費税軽減税率 導入対策セミナー

2019年10月より、消費税率を10%に引き上げると同時に、食料品や新聞などの税率は8%に据え置く「軽減税率制度」が始まります。軽減税率制度では、8%と10%の複数税率になるため、区分経理等の新たな作業や、レジシステムの変更等が必要となる場合があります。この軽減税率がどう影響するのか、経理はどのようにすればよいのか、わかりやすく解説いたします。

## 主な講座内容

- 軽減税率制度の概要
- 軽減税率の対象となる品目
- 帳簿、請求書等の記載方法
- インボイス制度の導入
- 軽減税率対策の補助金について
- 質疑応答

## 講師

**松本 昭二氏**

(出雲税務署法人課税第一部門 統括国税調査官)

**中川 和也氏**

(軽減税率対応講師／中川税理士事務所 所長)

**入場無料**

※非会員の方も聴講いただけます

**日時** 2018年10月24日 (水) 14時～16時

**会場** 出雲商工会大社本所(出雲市大社町杵築南1344)

**お問い合わせ** 出雲商工会湖陵支所 (0853-43-1344)

----- 切り取らずこのままFAXして下さい -----

出雲商工会湖陵支所 宛 (FAX 0853-43-1372)

**申込締切 10月10日 (火)**

事業所名	
受講者名	
ご連絡先	
業種	建設業・製造業・卸売業・小売業・サービス業・その他( )

**主催** 出雲商工会商業部会・出雲税務署